

土庄町農業委員会会議録

平成28年8月19日

出席委員

濱岡 重夫	佐竹 義光	木村 訓章	大原 泰
中黒 哲也	山下 正弘	青井 謙陽	森田 嗣洋
平林 紀芳	三宅 義明	三村 康	佐伯 敏雄
太田 義信	木場 隆司	山本 昭雄	石井 正樹
須藤 利夫	濱中 紀仁	高田 正作	三井 弘一
藤田 忠義	榎木 通廣	末長 顕悟	石井 義數

欠席委員

事務局

事務局長 川本 公義 主事 毛利 智基

開会時刻 13時30分

場所 土庄町役場 会議室

(議 長)

ただいまから、8月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として2議案がございます。

議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます。

藤田委員、榎木委員よろしく申し上げます。

議案第1号「農地の所有権移転承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書1～3ページ、審査書を基に説明。

農地法第3条第2項各号の要件に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第1号第16番について、山下委員からご説明をお願いします。

(山下委員)

議案第1号第16番については、譲受人は申請地の東の奥側に畑を持っており、現在は耕作放棄されていますが、いずれは一体的に利用したいとのことです。たちまちは申請地にはオリーブを植える計画とのことです。問題ないかと思えます。

(議 長)

山下委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第16番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第16番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第1号第17番について、山本委員よりご説明をお願いします。

(山本委員)

議案第1号第17番について、譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は既に退職されており、現在農業をされています。申請地についても実質的に譲受人が管理されているとのことで、今回の贈与について問題ないかと思えます。

(議長)

山本委員からご説明していただきましたが、皆さんから質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第17番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第17番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第1号第18番について、担当の佐竹委員が所用で遅れているため、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号第18番について、佐竹委員より伝言を預かっております。本申請地は、譲渡人が相続する前の所有者の時代から、実質的に譲受人が耕作していた土地であり、今回正式に所有権移転の申請を行うもの、とのことでした。

(議長)

事務局よりご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第18番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第18番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第1号第19番について、三宅委員よりご説明をお願いします。

(三宅委員)

議案第1号第19番について、譲渡人は現在高松に住所を移しており、以前町内の財産を処分した際に譲受人に世話をしてもらった経緯から、今回申請地を贈与するものです。譲受人は農業をされている方なので問題ないかと思っております。

(議長)

三宅委員よりご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第19番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第19番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第1号第20番について、石井委員よりご説明をお願いします。

(石井委員)

議案第1号第20番について、譲渡人は高齢化につき今後管理を続けられないとのことで、買い手を探していたところ、申請地の近くに住んでいる譲受人と話がまとまったため、今回申請となりました。譲受人は現在勤め人ですが、近々定年を迎え、退職後は農業をされるということです。問題ないかと思えます。

(議 長)

石井委員よりご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第20番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第20番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第2号「農地の転用に伴う権利移動承認について」事務局から説明します。

(事務局) 議案書4～9ページ、審査書を基に説明。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議長)

説明が終わりましたので、議案第2号第8番について、石井委員からご説明をお願いします。

(石井委員)

議案第2号第8番について、賃借権を30年設定し、ドラッグストアを建設する計画とのことです。約6,400㎡の転用計画ではありますが、周辺を県道、雑種地、宅地に多く接しており、周辺農家への影響も考慮した計画であると思いますので、問題ないかと思います。

なお、申請地の中の水路と農道は、用途廃止手続きを行っているとのこと。

(議長)

石井委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

(濱中委員)

県道から現地を確認したところ、申請地の周辺でも野菜を作っている方がおられるようです。水路の用途廃止の話も出ましたが、周辺の耕作者への影響はないように十分注意願います。

(事務局)

用途廃止にかかる周辺農家への影響についてですが、添付の土地利用計画図に該当部分を図示しております。用途廃止は受益地が残っている場合行うことができません。今回用途廃止する水路・農道についても町担当課による現地確認を経て手続きをされているので、周辺農家への影響はないものと考えております。

(三宅委員)

用途廃止の手続きをしているとのことですが、これは用途廃止手続きが完了してから農地転用申請を出させるべきではないでしょうか。

(事務局)

農地転用申請の協議の際に用途廃止の許可見込みを審議されるように、用途廃止の協議の際にも農地転用の許可見込みが判断の基準となります。これらは相互に許可見込みという判断の下、同時進行で審議するべきものと考えます。

(濱中委員)

排水計画については、十分に協議されているのでしょうか。店舗の汚水が農業用水路に流れるようになっていませんか。

(事務局)

排水計画、特に店舗の汚水についてですが、添付の土地利用計画図をご確認ください。汚水は合併処理浄化槽から溜桝を経由し、南北に走る農道の西側沿いを流れる農業用水路に排水されます。その後、農業用水路を南下し、県道埋設の下水路又は住宅地を走る排水路を通過して川へ排水されます。その間、用水として利用する農地はないため、汚水の影響はありません。

また、舗装したことによる大雨時の一時水についても、南北の農道沿いの水路に集中しないように、店舗の屋根で受けた雨水は西側の溜桝に集水し、西側の排水路へ流すようになっておりますので、周辺への影響はないものと考えます。

(三村委員)

申請地の周辺農家とのトラブルが懸念されますが、十分説明されているのでしょうか。

(事務局)

申請地の隣接関係者全員から個別に同意書を得ています。そのほか、会長から事前に周辺農地への夜間照明の影響なども懸念される旨の指摘をいただいておりますので、代理人に確認したところ、周辺の関係者とも数度に渡り協議をし、理解を得ているとのことでした。万一被害があった際には当事者間で解決する旨の誓約書も提出されております。

(議 長)

そのほか、ご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第2号第8番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第2号第8番について、原案のとおりご承認いただきました。

本日の審議については以上ですが、事務局から協議・報告事項があります。

○ 耕作放棄地全体調査について

提出期限が例年と違い、平成28年9月30日となっていることを再度連絡。

○ 来月の委員会について

開催日時 9月20日(火) 午後1時半～ 役場2階 会議室

(議 長)

協議・報告事項は、以上です。

皆様から何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日は長い時間ありがとうございました。

閉会時刻 14時37分

議事録署名人 議 長 濱岡 重夫

議事録署名人 藤田 忠義

議事録署名人 榎木 通廣